

○財務省告示第八十五号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
基づき、令和元年七月十六日に発行した個人向け
国債の発行条件等を次のとおり告示する。
令和元年八月六日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第百九回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で五百七十九億二千四百六十万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	令和元年七月十六日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	利率	年〇・〇五パーセント
十	初期利子	令和二年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が

十一	第二期以後の利子
十二	償還期限
十三	償還金額
十四	払込期日
十五	払込場所
十六	中途換金
	の取扱い

銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次の号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.05}{100} \times \left[1 - \frac{1}{365} \right]$$

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

令和四年七月十五日
令和元年七月十六日
額面金額百円につき百円

日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、令和二年

七月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の

区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 令和二年七月十五日から令和三年一月十五日前までの間

の場合

$$\begin{aligned} & \text{償還金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100}) \end{aligned}$$

(二) 令和三年一月十五日以後の場合

$$\begin{aligned} & \text{償還金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \\ & \times \frac{79.685}{100} \times 2 \end{aligned}$$

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）

第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかつたときには当該個人向け国債を有する者が、令和二年七月十日以前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれその算式により算出した金額とする。

(一) 令和二年一月十五日から令

十八

元利金支
払場所

和二年七月十五日前までの間の場合
 の場合
 金額 + 経過利子に相当する
 金額 - (初期利子に相当する
 金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子に
 相当する金額)
 (二) 令和二年一月十五日前の場
 合
 金額 + 経過利子に相当する
 金額 - 経過利子に相当する
 金額
 日本銀行